

Q



定期同額給与について改正があったようですが、どう変わったのですか？

A



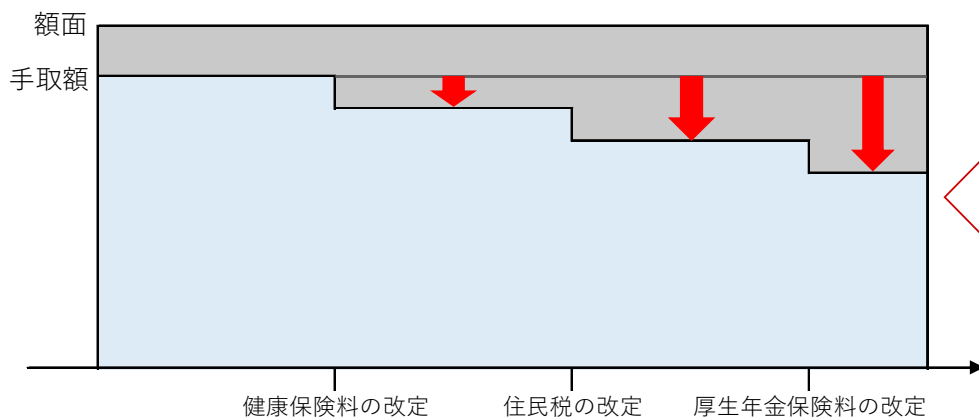
定期同額給与の範囲に、税及び社会保険料の源泉徴収等の後の金額が同額である定期給与が付け加えられました。
 なお、社会保険料や税金の徴収金額が適正額になるように算出しなければいけませんので、給与計算時にはお気を付けください。

●改正概要●

定期同額給与 **減税**

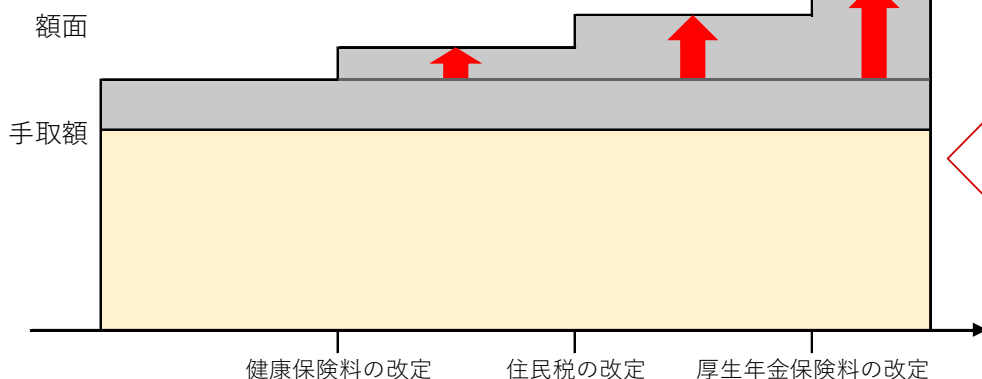
- ・事業年度の各支給時期における「支給額が同額であるもの(手取額)」が追加されます。(現行では、額面が一定の場合のみ定期同額給与として認められています。)

【改正前】



現行では、額面を一定にしなければならぬため、社会保険料等の改定時には手取額を減少させなければならなかった。

【改正後】



今回の改正では、手取額が一定の場合であれば、額面が増額されても定期同額給与に該当することとなった。

平成29年4月1日以後に開始する事業年度について適用開始



POINT



外国人を役員としている会社・外資系企業などについては、手取り額を保証することが多いことから、手取額が同額の給与についても含めることとしたと考えられています。